

【引受基準緩和型死亡保険 おまもりがわり】

ご契約に際しての重要事項 (契約概要・注意喚起情報のご説明)

契約概要のご説明

契約概要は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

※契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 保険商品の仕組み

■「引受基準緩和型死亡保険(おまもりがわり)」は、被保険者の方が死亡された場合の「死亡保障」に加え、「病気による入院保障」、「ケガによる入院保障」などの特約を付加することで、お客さまのニーズにあった各種保障を組み合わせることができる保険です。

■この保険は、持病がある方や入院経験がある方でも加入しやすいように設計された保険です。

■責任開始日から6カ月以内の死亡保険金の支払金額は、保険金額の50%になります。

2 お申込みいただける方(被保険者)の範囲

契約日において満40歳から満89歳までの方。

3 保険期間と更新について

保険期間は、契約日から1年間です。

保険期間満了日の1カ月前までに保険契約を更新しない旨のお申し出がない限り、更新日において満99歳まで更新されます。

4 保障内容

(1)保障内容

主契約・特約	お支払金	お支払事由	お支払額	お支払限度
死亡保険 「主契約」	死亡保険金	被保険者が責任開始日からその日を含めて6カ月以内に死亡されたとき	保険証券記載の 保険金額×50%	300万円まで
		被保険者が責任開始日からその日を含めて6カ月以内を経過した後に死亡されたとき	保険証券記載の 保険金額	
疾病入院特約	疾病入院給付金	被保険者が責任開始日	疾病入院給付金日額	1入院30日限度

(引受基準緩和型) 「任意付加」		以後に生じた病気の治療のために、病院または診療所に2日以上継続入院されたとき	× 疾病入院日数 ※責任開始日からその日を含めて6カ月以内のお支払額は、上記、疾病入院給付金日額に50%を乗じた額とします。	1 保険期間の通算支払限度はすべての給付金を合算して80万円まで
災害入院特約 「任意付加」	災害入院給付金	被保険者が責任開始日以後に生じた不慮の事故を原因として、事故の日も含めて180日以内に治療のために、病院または診療所に2日以上継続入院されたとき	災害入院給付金日額 × 災害入院日数	

(2) 申込プラン

保険金建のプラン(※1)と保険料建のプラン(※2)をご用意しています。

※1: 保険金建のプランの場合、保険金額はお申込みから更新後も変わりませんが保険料が逦増します。

※2: 保険料建のプランの場合、保険料はお申込みから更新後も変わりませんが保険金が逦減します。

年齢群団別(5歳刻み)の保険金額、保険料一覧は、「パンフレット」をご覧ください。

5 保険料に関する事項

(1) 保険料払込方法

保険料の払込方法(回数)は、月払か年払のいずれかお選びください。

保険料の払込方法(経路)は、口座振替かクレジットカード払のいずれかになります。

(2) 保険料の払込期間

保険料の払込期間は、保険期間と同じ1年間となります。

6 配当・満期保険金に関する事項

この保険契約には、契約者配当金、満期保険金はありません。

7 解約返戻金に関する事項

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。解約返戻金は、消滅日を基準日として保険期間の未経過月数(1カ月未満の端数は切捨て)に応じて計算される額とします。ただし、保険料の払込方法(回数)が月払の場合、解約返戻金はありません。

注意喚起情報のご説明

注意喚起情報は、ご契約の申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

※この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 告知義務(契約締結時におけるご注意事項)

(1)告知義務について

ご契約者や被保険者には健康状態について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。ご契約にあたっては、当社がおたずねすることについてありのままを正しくお知らせ(告知)ください。

(2)少額短期保険募集人への告知について

少額短期保険募集人(募集代理店を含む。以下同じ)は、告知を受領する権限がありません。したがって、少額短期保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

(3)告知義務違反について

故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、たとえ保険金等をお支払いする理由が発生していても、これをお支払いできないことがあります。また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、責任開始日からの経過年数にかかわらず、詐欺による無効等を理由として、給付金をお支払いできないことがあります。

2 責任開始日

(1)当社がご契約の申込を承諾した場合には、申込日(申込書類郵送の際の消印日付とします。)から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。

(2)当社の少額短期保険募集人は、お客さまと当社の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

3 保険金等をお支払いできないことがある主な場合

(1)告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除になった場合または詐欺により取消しとなった場合

(2)保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金受取人(給付金受取人)が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合

(3)保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

(4)保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や、保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

(5)保険金等の免責事由に該当した場合

- [例] ・責任開始日(更新をした場合は更新前の最初の保険契約の責任開始日とします。)からその日を含めて3年以内の自殺
・保険契約者の故意
・保険金受取人の故意 など

4 保険料の払込猶予期間等の取扱いについて

(1)第1回保険料(年払の場合は年払保険料)については、その払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約が無効となった場合は、ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始日にさかのぼって保障がなくなるため、保険金等のお支払事由が発生していても保険金等はお支払いしません。

※第1回保険料(年払の場合は年払保険料)の払込期間は、責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日までとなります。第1回保険料(年払の場合は年払保険料)の払込猶予期間は、払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月5日までとなります。

(2)第2回以後の保険料については、その払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり(失効)、保険金等のお支払いができなくなります。

※第2回以後の保険料の払込猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までとなります。

5 生命保険契約者保護機構について

少額短期保険会社である当社は、生命保険契約者保護機構には加入しておりませんので、同機構の行う資金援助等の措置はありません。また、当社が締結した保険契約は、破綻した場合における保険契約移転の補償対象契約に該当しません。

6 保険料・保険金額の変更について

(1)保険期間中

保険金等のお支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じたときは、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金等の減額を行うことがあります。

(2)保険契約更新時

事後検証の結果、この保険契約の計算の基礎率と実際が乖離したときは、更新する保険契約の保険料等の見直しを行うことがあります。更新時に当社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき、またはこの保険契約が不採算となり更新契約の引受けが困難になった場合、この保険契約は更新されません。

7 指定紛争解決機関

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

【一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」(指定紛争解決機関)】

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 八丁堀SFビル2階

TEL. 0120-821-144(フリーダイヤル)

FAX. 03-3297-0755

受付時間:9:00~12:00、13:00~17:00

受付日:月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

8 特に法令等で注意喚起することとされている事項

少額短期保険会社が引き受ける保険契約の限度等は、以下のとおりです。

- ①保険期間は、生命保険の場合、1年以内となります。この保険契約の場合、1年間となります。
- ②本商品の1被保険者にかかわる死亡保険金の引受限度額は300万円です。
- ③本商品(特約)の1被保険者にかかわる給付金の引受限度額は80万円です。
- ④1被保険者について引受けるすべての保険契約の保険金額の合計額は、原則1,000万円が上限となります。

9 個人情報の取扱いに関する事項

当社は、本保険契約に関する個人情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲の情報で、医療情報等のセンシティブ情報を含みます。また、過去に取得したものを含みます。)の取り扱いについて次のとおりとさせていただきます。なお、詳細については、当社ホームページ(<http://triangle-life.co.jp>)をご覧ください。

(1)主な利用目的

- ①各種保険契約のお引受、ご継続、維持管理、保険金等の支払
- ②業務に関する情報提供、運営管理、商品・サービス等の開発・充実
- ③関連・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ④その他上記業務に関連・付随する業務

(2)個人情報の第三者への提供

- ①法令に基づく場合
- ②あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- ③利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(当社代理店含む)へ委託する場合
- ④ご本人または公共の利益のため必要であると考えられる場合
- ⑤再保険の手続きをする場合
- ⑥ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合

10 支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

11 その他ご注意いただきたい重要な事項

(1) 保険金(給付金)のご請求手続きについて

保険金(給付金)の支払事由が生じた場合には、すみやかに当社までご連絡ください。また、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても当社にご連絡ください。

(2) 保険契約に関するさまざまなご相談、照会、苦情について

当社の保険契約に関してご相談や苦情などがございましたら、以下のお客さま相談受付センターまでご連絡ください。

【トライアングル少額短期保険株式会社 お客さま相談受付センター】

TEL. 03-4530-4171

受付時間 9:00～18:00(土日・祝日・年末年始を除く)

ご契約のしおり(抜粋)

ご契約のしおり(抜粋)は、保険契約にともなう大切なことがらを記載した「ご契約のしおり」の抜粋ですので、必ずご一読ください。ご契約後に「ご契約のしおり・約款」をお送りしますので、再度ご確認ください。

1 特に注意していただきたいことがら

■当社の少額短期保険募集人は、お客さまと当社の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■告知義務について

(1)告知義務について

ご契約者や被保険者には健康状態について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。ご契約にあたっては、当社がおたずねすることについてありのままを正しくお知らせ(告知)ください。

(2)少額短期保険募集人への告知について

少額短期保険募集人(募集代理店を含む。以下同じ)は、告知を受領する権限がありません。したがって、少額短期保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

(3)告知義務違反について

故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、たとえ保険金(給付金)をお支払いする理由が発生していても、これをお支払いできないことがあります。また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、責任開始日からの経過年数にかかわらず、詐欺による無効等を理由として、保険金(給付金)をお支払いできないことがあります。

2 お申込みにあたって

■申込書、告知書は、保険契約者および被保険者ご自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名・捺印をお願いいたします。

■責任開始日について

当社がご契約の申込を承諾した場合には、申込日(申込書類郵送の際の消印日付とします。)から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。

■保険料のお払込方法について

保険料のお払込方法(回数)は、月払か年払のいずれかお選びください。

保険料のお払込方法(経路)は、口座振替かクレジットカード払のいずれかになります。

①口座振替で払い込んでいただく場合

当社と提携している金融機関等の保険契約者の指定する口座から、保険料が自動的に当社の口座に振り替えられます。

②クレジットカードにより払い込んでいただく場合

保険料クレジットカード支払特約を付加した場合、クレジットカード会社を通じて当社に保険料が払い込まれます。クレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合、保険契約者にその旨を通知しますので、保険料の払込方法(経路)の変更手続きを行ってください。

■解約と解約返戻金について

- ・保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。
- ・主契約を解約すると、付加されている特約も同時に解約となります。
- ・解約返戻金は、消滅日を基準日として、保険期間の未経過月数(1カ月未満の端数は切捨て)に応じて計算される額とします。ただし、保険料の払込方法(回数)が月払の場合、解約返戻金はありません。

■保険金等のご請求手続きについて

- ・保険金等の支払事由が生じたときは、すみやかに当社にご連絡ください。ご請求に必要な書類をお送りします。
- ・お支払いが決定しましたら、当社よりご指定の口座へ保険金等をお振込みします。

■ご契約の内容の変更

①ご契約者の変更

ご契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、ご契約上の権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

②保険金受取人の変更

- ・ご契約者は、保険金のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、保険金受取人を変更することができます。
- ・保険金受取人を変更する場合には、当社にご通知ください。
- ・当社が通知を受ける前に変更前の保険金受取人に保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、当社は保険金をお支払いしません。

③遺言による保険金受取人の変更

- ・ご契約者は、保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が死亡された後、ご契約者の相続人から当社にご連絡ください。
- ・保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。